

定住自立圏と連携中枢都市圏の制度比較

区分	定住自立圏	連携中枢都市圏
根拠	定住自立圏構想推進要綱 (H20. 12. 26制定)	連携中枢都市圏構想推進要綱 (H26. 8. 25制定)
圏域数	141圏域（うち道内14圏域） ※R7. 4. 1現在	38圏域（うち道内 2 圏域） ※R8. 4. 1現在
構想の目的	中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携協力することにより、 <u>圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。</u>	地域において、 <u>相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成。</u>
中心都市要件	【中心市】 ・人口 5 万人以上 ・昼夜間人口比率 1 以上	【連携中枢都市】 ・指定都市、中核市 ・昼夜間人口比率 1 以上
手続き	ア中心市宣言 イ定住自立圏形成協定の締結 ウ定住自立圏共生ビジョンの策定	ア連携中枢都市宣言 イ連携協約の締結 ウ連携中枢都市圏ビジョンの策定
連携する取組 (※別添資料あり)	①生活機能の強化に係る政策分野 ②結びつきやネットワークの強化 ③圏域マネジメント能力の強化	①圏域全体の経済成長のけん引 ②高次の都市機能の集積・強化 ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上（≒定住の取組）
財政措置	【中心市】 ・特別交付税 年間 8, 5 0 0 万円程度 (人口・面積等により上限額を設定) 【近隣市町】 ・特別交付税 年間 1, 8 0 0 万円上限	【連携中枢都市】 ・普通交付税（上記①・②） 圏域人口 7 5 万人で 2 億円 ・特別交付税（上記③） 年間 1. 2 億円程度（人口・面積等により上限額を設定） 【近隣市町】 ・特別交付税 年間 1, 8 0 0 万円上限

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

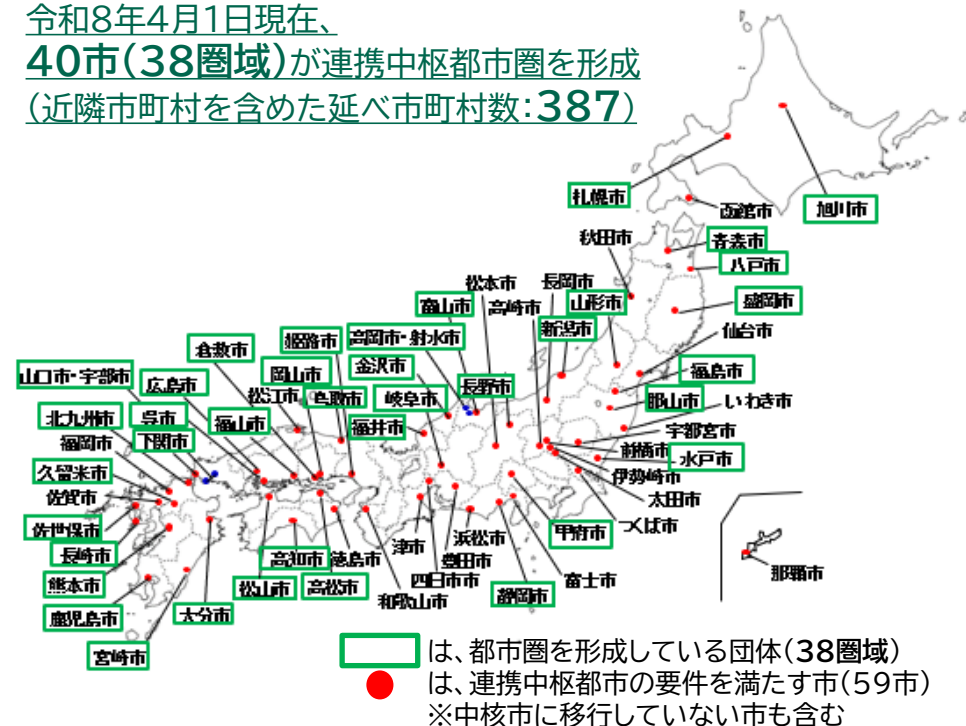


連携協約
の締結



都市圏ビジョン
の策定

令和8年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**387**)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

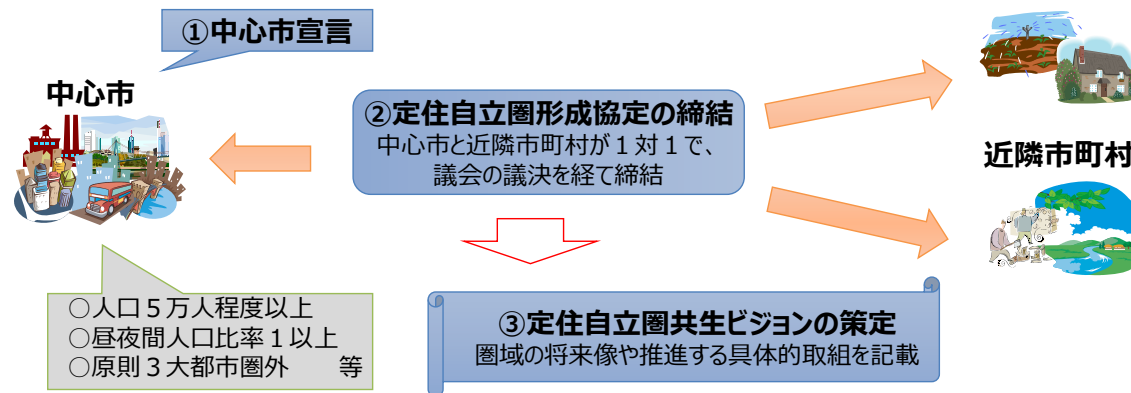
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ **資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想への取組状況

KPI：2024年 140圏域（R7.4.1現在 131圏域）

